

～生保基準引き下げ違憲訴訟～

第8回 口頭弁論

9月20日
富山地裁で

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法25条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に訴訟を開始して2年が経過しました。この間、富山地裁で7回にわたり口頭弁論が行なわれ、デフレを理由とした基準の引き下げに道理がないことが明らかにされてきました。

今回の口頭弁論では、厚労省の「物価下落によって生活が楽になっている」と

の主張に使われている指標が、生活保護受給世帯の実態から、いかにかけ離れたものであるかを実証していきます。

この闘いは、生活保護制度をとりまく問題を社会にアピールし世論を盛り上げることが重要です。傍聴席をいっぱいにするため、反貧困ネットとやまの会員をはじめ多数の皆さんの傍聴参加を呼びかけます。

●第8回口頭弁論

- 9月20日(水) 13時30分～14時
- 富山地裁・第一号法廷

傍聴希望の方へ

当日参加も可能ですが、人数把握の関係上、参加される方はできるだけ事前にお知らせください(メール: tym_sugita@doc-net.or.jp)

会場には早めにお越し下さい

第8回口頭弁論

報告集会・記者会見

同日 14時10分～(口頭弁論終了後)
県弁護士会館・3階会議室

引き続き
ご参加ください!



反-貧困ネットワークとやま ニュースNo.18

2017/9/6 発行: ネット事務局 mail: tym_sugita@doc-net.or.jp